

香美市地域電子マネー「kamica」加盟店規約

令和3年4月1日

香美市告示第64号

改正 令和3年8月30日告示第144-2号

令和3年10月11日告示第165号

令和5年9月22日告示160号

本規約は、香美市地域電子マネー「kamica」事業実施要綱に定める事項に関して、香美市（以下「発行者」といいます。）と香美市商工会（以下「運営者」といいます。）、加盟店との間の契約関係（以下「本契約」といいます。）を定めたものです。発行者及び運営者（以下「発行者等」といいます。）から加盟店としての登録を受けることを希望する者（以下「加盟店希望者」といいます。）は、本規約及び本システム利用規定（第1条に定義します。）にご同意いただいた上で、発行者等に対し、加盟店の登録をお申込みいただく必要があります。加盟店希望者が加盟店の登録をお申込みいただいた場合は、本規約及び本システム利用規定に同意したものとみなします。

（定義）

第1条 本規約において、次の用語はそれぞれ次に定める意味を有するものとします。

- (1) 「加盟店」とは、kamicaを使用することができる加盟店として発行者等が登録する事業者をいいます。
- (2) 「対象商品等」とは、加盟店がkamicaと引き換えに利用者に提供するものとして、発行者が承認した商品又はサービスをいいます。
- (3) 「kamica」とは、発行者が、本システムを通じて、利用者に対して発行し、電磁的方法により記録される電子マネーであって、利用者が加盟店においてkamica使用取引の決済に使用することができるものをいい、別表1に定める条件が適用されるものをいいます。
- (4) 「販売所」とは、発行者以外にkamicaを発行できる事業所をいいます。
- (5) 「kamica使用取引」とは、利用者が加盟店において、発行者から発行を受けたkamicaと引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- (6) 「kamica取引金額」とは、kamica使用取引において決済されたkamicaに相当する金額をいいます。
- (7) 「kamica利用手数料」とは、kamica取引金額に応じて加盟店が発行者に支払う手数料をいい、手数料の割合は別表1に定めるものとします。
- (8) 「kamica発行代金」とは、kamicaの発行を受けるために、利用者が発行者に対して支払う代金をいいます。
- (9) 「kamicaカード」とは、カード型のkamicaの発行、利用のために発行者が利用者に対し発行する、QRコードが掲載されているカードをいいます。
- (10) 「kamicaアプリ」とは、利用者がアプリ型のkamicaの発行を受け、利用する

ために利用者の情報端末上において利用するアプリケーションソフトウェアをいいます。

(11) 「カード型」とは、発行者が発行するkamicaの発行形態のうち、kamicaカード上のQRコードと紐づく形で本システム上にkamicaが登録され、当該kamicaカードの提示を受けた協力店がQRコードを読み取ることにより登録されたkamicaの利用が可能となる形態をいいます。

(12) 「アプリ型」とは、発行者が発行するkamicaの発行形態のうち、kamicaアプリ上のQRコードと紐づく形で本システム上にkamicaが登録され、当該kamicaアプリ上のQRコードの提示を受けた協力店がQRコードを読み取ることにより登録されたkamicaの利用が可能となる形態をいいます。

(13) 「本システム」とは、kamicaの発行・管理システムをいいます。

(14) 「本システム利用規定」とは、別途、凸版印刷株式会社が定める「ギフトカードASPサービス利用規定」をいいます。

(15) 「利用者」とは、発行者にkamica発行代金の納付を行い、発行者からkamicaの発行を受け、当該kamicaを利用し、又は利用しようとする者をいいます。

(16) 「ポイント」とは、kamica又は現金での支払い金額に応じて付与し、又は支払いに利用できるものをいい、別表2に定める条件が適用されるものをいいます。

(17) 「ポイント手数料」とは、加盟店が利用者に付与するポイント金額に応じて加盟店が運営者に支払う手数料をいい、手数料の割合は別表2に定めるものとします。

(加盟店の登録)

第2条 加盟店希望者は、本規約及び本システム利用規定の内容を承諾の上、発行者等に対する加盟店申込書の提出、その他発行者所定の方法に従い、加盟店としての登録を申し込むものとします。加盟店希望者は、発行者等に対して、申込み時に記載し、入力し、又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。

2 発行者等は、加盟店希望者が前項の申込みをした場合は、加盟店の登録審査を行い、審査の結果、加盟店として加盟店希望者の登録を認めるときは、加盟店希望者に対し、その旨通知するものとします。

3 発行者等は、前項の通知をしたときは、速やかに本システム上に所定の情報を入力する方法により、加盟店希望者に関する情報を登録するものとします。

4 本契約は、発行者等が加盟店に対して第2項に従って通知をしたときに成立するものとします。

5 加盟店は、前項に従い登録した情報について変更がある場合には、速やかに発行者等に対し変更の届出をするものとします。

(kamica使用取引)

第3条 加盟店は、別表1に定めるkamicaの内容及び条件に従い、利用者との間で、kamica使用取引を行うことができるものとします。

2 加盟店は、kamica使用取引において、加盟店は以下のいずれかの方法により、

kamicaによる決済を実施するものとします。

- (1) 利用者から提示を受けたkamicaカード上又はkamicaアプリ上に表示されるQRコードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するkamicaを減じる操作を行うこと。
- (2) 利用者がkamicaアプリを使用して加盟店に置かれたQRコードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するkamicaを減じる操作を行い、加盟店において、kamicaアプリ上において、同操作が行われたことを確認すること。

3 加盟店は、次項に定める場合のほか、利用者からのkamica使用取引の申込みを拒絶しないものとします。

4 加盟店は、利用者からkamica使用取引の申込みを受けた場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、kamicaによる決済を行ってはならないものとします。

- (1) 利用者から、対象商品等以外の商品又はサービスについて、kamicaによる決済を求められた場合
- (2) 利用者から、QRコードをキャプチャした画像、その他kamicaカード、kamicaアプリ又はこれらに表示されるQRコードの複製物による決済の申込みを受けた場合
- (3) 偽造若しくは変造されたkamicaカード、kamicaアプリ又はこれらに表示されるQRコードを提示された場合
- (4) 第1号に該当すると疑われる場合
- (5) 発行者からkamica使用取引の中止を求められた場合

5 加盟店は、原則として利用者との間で行ったkamica使用取引の取消し又は解除はしないものとします。ただし、法令に基づき売買契約の取消し又は解除等が認められる場合は、その限りでなく、その場合において利用者が加盟店から返金を受ける必要があるときは、加盟店は、自らの責任において対応するものとします。

(加盟店)

第4条 加盟店は、発行者等所定の加盟店標識及び販促物等（ポスターを含みます。）を、発行者の指示に従って掲示し、又は表示するものとします。

2 加盟店は、運営負担金として、運営者に対し次の表の左欄に掲げる加盟店の区分に応じ同表の右欄に定める負担金を支払うものとします。

| 加盟店の区分 | 負担金額（月額） |
|-------------------|---------------|
| 香美市商工会の会員 | 1,000円（別途消費税） |
| 香美市商工会の非会員（個人事業者） | 2,000円（別途消費税） |
| 香美市商工会の非会員（法人事業者） | 3,000円（別途消費税） |

(kamica取引金額等の支払)

第5条 kamica取引金額、kamica利用手数料及びkamica発行代金は、第3条第2項に定める加盟店又は利用者による操作が本システムに反映された時点で確定するものと

します。

2 発行者は、kamica取引金額を毎月15日と末日（以下「売上締め日」といいます。）で締め、加盟店に対し、売上締め日の15日後までに加盟店が指定した振込先口座に、売上締め日まで（以下「取扱期間」といいます。）のkamica取引金額（ただし、第3条第5項により取り消し、又は解除されたkamica使用取引に係るkamica取引金額、第7条第2項又は第4項により支払を要しないkamica取引金額、同条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。）から当該kamica取引金額にかかるkamica利用手数料を減じた額を支払うものとします。

3 発行者は、kamica発行代金を売上締め日で締め、売上締め日の15日後までに加盟者が指定した口座から、取扱期間のkamica発行代金を引き落とすものとします。
（運営負担金及びポイント等の支払）

第6条 運営者は、加盟店のポイント及び運営負担金について、月末で締め翌月26日に相殺決済により次のとおり処理するものとします。

(1) 付与したポイント+ポイント手数料+月額負担金>使用されたポイントの場合は、差額を加盟店の指定した口座から引き落とすものとします。

(2) 付与したポイント+ポイント手数料+月額負担金<使用されたポイントの場合は、差額を加盟店の指定した口座に振り込むものとします。

（不正なkamica使用取引の処理）

第7条 加盟店が第3条第4項第1号又は第4号のいずれかに該当する場合においてkamica使用取引の申込みを受けたとき、又は同項各号のいずれかに該当する場合においてkamica使用取引を行ったことが判明したときは、加盟店は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに、発行者が行う調査に協力するものとします。

2 発行者は、加盟店が第3条第4項第1号又は第4号のいずれかに該当することを認識したうえでkamica使用取引を行ったときは、加盟店に対し当該kamica使用取引にかかるkamica取引金額を支払う義務を負わないものとします。

3 前項に規定する場合において、発行者が加盟店に対し当該kamica使用取引にかかるkamica取引金額を支払済みであるときは、加盟店は、発行者に対し当該金額を、当該kamica使用取引の翌取扱期間におけるkamica取引金額から当該kamica使用取引にかかるkamica取引金額を差し引く方法により返還するものとします。

4 発行者は、加盟店が第3条第4項第4号に該当することを認識したうえでkamica使用取引を行ったと発行者が判断した場合又は加盟店が第1項に定める通知若しくは調査への協力を怠った場合は、加盟店に対し当該kamica使用取引にかかるkamica取引金額相当額の支払を拒絶することができるものとします。なお、当該kamica使用取引が第3条第4項第1号に該当しないことが判明した場合は、発行者は、加盟店に対し当該kamica使用取引にかかるkamica取引金額を、直近の取扱期間のkamica取引金額に上乗せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとします。

（クレーム対応等）

第8条 加盟店は、対象商品等に関連して、利用者又は第三者からクレームを受けた場合は、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、発行者にいかなる迷惑もかけないものとします。

2 加盟店は、前項のクレームを解決するにあたって、利用者又は第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するものとします。

3 加盟店は、対象商品等に関連して、法令違反又は行政処分等の対象となることが認められ、又はそのおそれがあると認めるときは、その内容及び経過を発行者所定の方法で、発行者に対して報告するものとします。また、加盟店が前2項のクレーム対応を行う場合又は本項に定める法令違反等の事由により、利用者への通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に発行者にその内容を通知するものとします。

(遵守事項)

第9条 加盟店は、本規約及び本システム利用規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。

2 加盟店は、発行者等がkamicaの利用促進のために、印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載する旨の申入れをした場合、これに協力するものとします。

3 加盟店は、発行者等が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。

(秘密保持義務)

第10条 加盟店は、本規約の内容及び本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えいし、開示し、又は提供してはならないものとします。ただし、あらかじめ相手方から書面による承諾を得た場合及び法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知（ただし、法令等の定めにより事前に通知を行うことが許容されない場合は事後速やかな通知）を行うことを条件として、開示することができるものとします。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- (3) 開示の時点で公知の情報
- (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

(個人情報の取扱い)

第11条 加盟店は、本契約の履行及びkamica使用取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に定義される意義を有するものとします。）を取り扱う場合は、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個

人情報を機密事項としてその保護するとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとします。

- 2 加盟店が、本契約の遂行又はkamica使用取引のために個人情報を取得する場合は、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとします。
- 3 加盟店は、本契約の履行又はkamica使用取引により取得した個人情報（以下「本個人情報」といいます。）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとします。
- 4 加盟店は、本個人情報を、本契約の履行又はkamica使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複写、複製、改変、加工等してはならないものとします。
- 5 加盟店は、本個人情報の取扱記録を作成し、発行者から要求があった場合は当該記録を提出し、必要な報告を行うものとします。また、発行者は、加盟店の本個人情報の取得、取扱い又は管理状況を調査するため、加盟店に事前に通知したうえで加盟店の事務所等に立ち入ることができるものとし、加盟店は、発行者の調査に協力するものとします。
- 6 加盟店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに発行者に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を発行者と協議し、発行者の指示に従って適切な措置を講じるものとします。加盟店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を発行者に対し書面にて報告するとともに、発行者と協議のうえ、決定した再発防止策を加盟店の責任と費用負担で講じるものとします。
- 7 加盟店は、本規約に違反し、又は本取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、発行者が本人若しくは第三者から請求を受け、又は発行者と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合は、加盟店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。加盟店は、本規約に違反し、又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、発行者が損害を被ったときは、発行者に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

（契約期間）

第12条 本契約は、第2条第4項の規定による本契約の成立時に効力を生じ、効力発生後最初に到来する3月の末日まで効力を有するものとします。

- 2 前項にかかわらず、契約期間満了日の1ヶ月前までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知がなされない場合は、本契約は、契約期間満了日の翌日から、自動的に1年間同内容で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 加盟店は、本契約を終了する旨の通知をする場合は、発行者等の指定する書式及び方法にて行うものとします。
- 4 前各項にかかわらず、本システム利用規定が理由の如何を問わず終了したときは、本契約も当然に終了するものとします。この場合において、加盟店は、本契約の終了による損害の補償等を発行者等に請求することはできないものとします。

(解約)

第13条 加盟店は、解約日の1ヶ月前までに、発行者等所定の方法により書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができます。

2 発行者等は、解約日の1ヶ月前までに加盟店に書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができるものとします。

(解除)

第14条 発行者等は、加盟店が次のいずれかの事由に該当した場合は、直ちに本契約を解除することができます。

(1) 本契約に違反したとき

(2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき

(3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき

(4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき

(5) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき

(6) 解散又は営業停止状態となったとき

(7) 発行者等による連絡が取れなくなったとき

(8) 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき

(9) 加盟店に対してクレームが頻発し、発行者等が加盟店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、加盟店が必要な対応を行わないとき

(10) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、加盟店にふさわしくないと発行者等が判断したとき

(11) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると発行者等が判断した場合

(12) その他発行者等が加盟店との本契約の継続が困難であると判断した場合

2 本条に基づき本契約が終了した場合において、発行者等は、加盟店に対し設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切責任を負いません。

(契約終了時の処理)

第15条 加盟店は、本契約が終了した場合は、その理由のいかんを問わず、直ちにkamica使用取引を停止します。

2 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合は、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。

3 本契約終了後も、第7条（不正なkamica使用取引の処理）、第8条（クレーム対応等）、第10条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第17条（損害賠償・費用負担）、第18条（通知の方法）、第20条（権利の譲渡等）、第21条（協議）、第22条（準拠法、管轄裁判所）の規定については、その効力が存続するものとします。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第16条 加盟店は、その親会社、子会社等の関連会社並びにそれらの役員、従業員等

(以下あわせて「加盟店等」といいます。)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければなりません。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 加盟店は、加盟店等が自ら又は第三者を利用して、発行者等又は第三者に対し、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 発行者等は、加盟店等が前2項に違反している疑いがあると判断した場合は、直ちに本契約及び発行者等と加盟店間に存在する他の契約の全部若しくは一部の履行を停止し、若しくは契約を解除し、又はその加盟店の全部又は一部の登録を抹消することができるものとします。

4 発行者等は、本条の解除等により、加盟店に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとします。

(損害賠償・費用負担)

第17条 加盟店は、加盟店と利用者との間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、すべて加盟店の責任と負担において解決するものとします。

2 発行者等は、加盟店と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、これらの紛争について、加盟店の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

(通知の方法)

第18条 本契約に関する発行者等から加盟店への通知は、書面、加盟店が本契約に関する通知先として登録した電話番号への架電、メッセージの送信若しくは電子メール

アドレスへの電子メールの送信又はその他発行者等が適当と認める方法により行われるものとしします。

2 前項の通知が電話番号へのメッセージの送信又は電子メールアドレスへの電子メールの送信の方法により行われる場合は、発行者等が前項に定める電話番号又は電子メールアドレスに通知を発した時点で通知が完了したものとみなします。

(本規約の変更)

第19条 発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合は、インターネットのウェブサイト等への掲載その他発行者が適切と判断する方法により加盟店に当該変更内容を通知するものとしします。

(権利の譲渡等)

第20条 加盟店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡し、転貸し、担保に差入れ、その他形態を問わず処分することはできないものとしします。

(協議)

第21条 発行者等及び加盟店は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、誠実に協議して解決を図るものとしします。

(準拠法、管轄裁判所)

第22条 本契約に関する訴訟については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

2 本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠するものとしします。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月30日告示144-2号)

この告示は、令和3年8月30日から施行する。

附 則 (令和3年10月11日告示165号)

この告示は、令和3年10月11日から施行する。

附 則 (令和5年 月 日告示 号)

この告示は、令和5年 月 日から施行する。

別表1（第1条、第3条関係）

kamica概要

| | | |
|----|--------------|--|
| 1 | 地域電子マネーの名称 | kamica |
| 2 | 発行開始日 | 令和3年4月20日 |
| 3 | 発行期間 | 令和3年4月20日から発行期間の末日は未定 |
| 4 | 有効期間 | 利用者が最後に利用(支払い又は発行)した日より4年とします。ただし、香美市の事業に合わせて発行されるKamicaの有効期限は、発行する都度、定めるものとします。 |
| 5 | 発行価格 | 1マネー：1円 |
| 6 | 発行限度額 | 発行上限額：10万マネー（10万円相当額）に達するまで 1回の発行可能額：49,000マネー（49,000円相当額） |
| 7 | 利用手数料 | Kamica取引金額に次の割合を乗じた金額とします。 令和3年度：0.5%（別途消費税） 令和4年度以降：0.7%（別途消費税） |
| 8 | 加盟店及び利用可能エリア | 香美市内所在の加盟店とします。 利用可能な加盟店に関する情報は香美市又は香美市商工会のホームページ等に掲載します。 |
| 9 | 発行方法 | 販売所にて発行します。 |
| 10 | 決済方法 | 市が確認した利用実績に応じて指定口座へ振り込みます。 |
| 11 | 利用条件 | kamica使用取引において、kamicaが不足した場合、利用者は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができます。 |
| 12 | 払戻条件 | 発行者は、kamicaの払戻しは行いません。 |

別表2（第1条関係）

ポイント概要

| | | |
|---|-------|-------------------------------------|
| 1 | 有効期間 | 利用者が最後に利用した日より4年とします。 |
| 2 | 付与条件 | 利用金額200円（消費税抜き）につき1ポイント |
| 3 | 付与価値 | 1ポイント：1円 |
| 4 | 付与手数料 | 1ポイントにつき0.2円（別途消費税） |
| 5 | 決済方法 | 商工会が確認した付与及び利用実績に応じて、運営負担金と相殺決済します。 |